基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年八月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年九月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年八月十五日

東京都台東区上野一丁目二〇番一〇号

株式会社トーヨー工芸工業

代表取締役社長　大関　陸朗

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年八月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年九月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年八月十五日

熊本市中央区九品寺五丁目七番二九号

ヒノマル株式会社

代表取締役　寺前　勝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年九月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年八月十五日

青森県三戸郡三戸町大字斗内字中堤九番地一

株式会社三戸食肉センター

代表取締役　片岡　栄二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年八月十五日

東京都中央区築地三丁目七番一号築地吉本ビル二階

文明堂製菓株式会社

代表取締役　岡本　圭祐

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年九月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年八月十五日

東京都中央区銀座五丁目七番一〇号

株式会社文明堂銀座店

代表取締役　岡本　圭祐

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年八月十五日

三重県いなべ市大安町石榑南一〇二五番地

水谷建設株式会社

代表取締役　水谷　二郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年八月十五日

大阪府東大阪市長堂一丁目八番三七号

東大阪再開発株式会社

代表取締役社長　林　喜一郎

株式併合につき通知公告

当社は、株式四株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

平成二十六年八月十五日

栃木県宇都宮市問屋町三一七二番地三二

株式会社藤萬

代表取締役　宇梶　美幸

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年九月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年八月十五日

神奈川県大和市大和南二丁目三番一二号

あしだ冷熱株式会社

代表取締役　友田　久

株式移転につき株券等提出公告

当社は、栃木トヨタホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十六年九月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年八月十五日

栃木県宇都宮市横田新町三番四七号

栃木トヨタ自動車株式会社

代表取締役　新井　将能

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月十五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジェイロック・ファイブ・インベストメント・リミテッド

日本における代表者　井出　清彦

限定承認公告

本籍京都市上京区上御霊前通り寺町東入る高徳寺町三五五―二四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　宮本　裕

右被相続人は平成二十六年三月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年七月二日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

京都市上京区上御霊前通り寺町東入る高徳寺町三五五―二四

相続財産管理人　宮本　眞理

限定承認公告

本籍兵庫県加古川市尾上町口里一〇七番地六、最後の住所神戸市東灘区向洋町中三丁目一番地の八　二番館一二〇三号

被相続人　亡　新井　良範

右被相続人は平成二十六年五月二日死亡し、その相続人は平成二十六年八月七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十五日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル一一階中町通法律事務所

相続財産管理人新井千晶

右代理人弁護士　上原　隆志

同　高木佐和子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年九月十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年八月十五日

東京都港区新橋二丁目六番一号

株式会社アセットビジネスコンサルティング

代表取締役　桑原　克介

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年九月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年八月十五日

名古屋市千種区鹿子町二丁目一二番地の一

一光アセットパートナーズ株式会社

代表取締役　近藤　里佳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十六億円減少し、百四十四億円とすることにいたしました。

また、発行済優先出資総口数四十八万口のうち、十九万二千口を一口に対して金三万二千四百十九円をもって有償消却し、消却に要する額を六十二億二千四百四十四万八千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、平成二十六年九月十九日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月二十二日

掲載頁　八十二頁（号外第九十号）

平成二十六年八月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

名古屋デベロップメント特定目的会社

取締役　平本　正和

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十五日付第一八二号六　月二十九日付衆会第二八号

四ページ●同日付政府調達第一五三号四〇ページ●五四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）